

令和3年7月1日改訂版における変更内容

○解体工事業許可に係る経過措置の終了

- ・とび・土工工事業の技術者を、解体工事業の技術者とみなす経過措置期間が、令和3年6月30をもって終了したことに伴い、経過措置に関する記載内容を削除しました。